

収容人員の算定要領

第1条の3 令第1条の2第4項の総務省令で定める収容人員の算定方法は、次の表の上〔左〕欄に掲げる防火対象物の区分に応じ、それぞれ当該下〔右〕欄に定める方法とする。

防火対象物の区分 (業態の例示)		算 定 方 法
令別表第1(1)項に掲げる防火対象物 (劇場、映画館等/公会堂、集会場等)		次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 客席の部分ごとに次のイからハまでによつて算定した数の合計数 - イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。 この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.4メートルで除して得た数(1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。) - ロ 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2平方メートルで除して得た数 - ハ その他の部分については、当該部分の床面積を0.5平方メートルで除して得た数
令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物 (2)項 ・キャバレー ・カフェー ・カラオケBOX等 (3)項 ・待合、料理店 ・飲食店 等	遊 技 場	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数 3 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合は、当該いす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.5メートルで除して得た数(1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。)
	その他のもの	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 客席の部分ごとに次のイ及びロによつて算定した数の合計 数 - イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。 この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.5メートルで除して得た数(1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。) - ロ その他の部分については、当該部分の床面積を3平方メートルで除して得た数
令別表第1(4)項に掲げる防火対象物 (物販販売店舗)		次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 主として従業者以外の者の使用に供する部分について次のイ及びロによつて算定した数の合計数 - イ 飲食又は休憩の用に供する部分については、当該部分の床面積を3平方メートルで除して得た数 - ロ その他の部分については、当該部分の床面積を4平方メートルで除して得た数
令別表第1(5)項に掲げる防火対象物	イに掲げるもの (旅館、ホテル)	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 宿泊室ごとに次のイ及びロによつて算定した数の合計数 - イ 洋式の宿泊室については、当該宿泊室にあるベッドの数に対応する数 - ロ 和式の宿泊室については、当該宿泊室の床面積を6平方メートル(簡易宿所及び主として団体客を宿泊させるものにあつては、3平方メートル)で除して得た数 3 集会、飲食又は休憩の用に供する部分について次のイ及びロによつて算定した数の合計数 - イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。 この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.5メートルで除して得た数(1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。) - ロ その他の部分については、当該部分の床面積を3平方メートルで除して得た数
	ロに掲げるもの (共同住宅、寄宿舍)	居住者の数により算定する。

令別表第1(6)項に掲げる防火対象物	イに掲げるもの (病院、診療所)	次に掲げる数を合算して算定する。 1 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数 2 病室内にある病床の数 3 待合室の床面積の合計を3平方メートルで除して得た数
	ロ及びハに掲げるもの (社会福祉施設、その他の社会福祉施設)	従業者の数と、老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数とを合算して算定する。
	ニに掲げるもの (幼稚園、特別支援学校等)	教職員の数と、幼児、児童又は生徒の数とを合算して算定する。
令別表第1(7)項に掲げる防火対象物 (学校)		教職員の数と、児童、生徒又は学生の数とを合算して算定する。
令別表第1(8)項に掲げる防火対象物 (図書館、博物館)		従業者の数と、閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を3平方メートルで除して得た数とを合算して算定する。
令別表第1(9)項に掲げる防火対象物 (蒸気浴場、熱気浴場、公衆浴場等)		従業者の数と、浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を3平方メートルで除して得た数とを合算して算定する。
令別表第1(11)項に掲げる防火対象物 (神社、寺院、教会等)		神職、僧侶、牧師その他従業者の数と、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計を3平方メートルで除して得た数とを合算して算定する。
令別表第1(10)項及び(12)項から (14)項までに掲げる防火対象物 (10)項 停車場 (12)項 工場、作業場、スタジオ等 (13)項 車庫、駐車場、航空機格納庫 (14)項 倉庫		従業者の数により算定する。
令別表第1(15)項に掲げる防火対象物 (事務所等)		従業者の数と、主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を3平方メートルで除して得た数とを合算して算定する。
令別表第1(17)項に掲げる防火対象物 (文化財)		床面積を5平方メートルで除して得た数により算定する。
令第1条の2第3項第2号に掲げる防火対象物であつて建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条の6第1項第1号及び第18条第22項第1号に規定する仮使用(以下この項及び第3条第1項において「仮使用」という。)の承認を受けたもの		次に掲げる数を合算して算定する。 1 仮使用の承認を受けた部分については、当該仮使用の承認を受けた部分の用途をこの表の上〔左〕欄に掲げる防火対象物の区分とみなして、同表の下〔右〕欄に定める方法により算定した数 2 その他の部分については、従業者の数
令第1条の2第3項第2号に掲げる防火対象物(前項に掲げるものを除く。)及び同項第3号に掲げる防火対象物		従業者の数により算定する。

- 2 令別表第1(16)項及び(16)の2)項に掲げる防火対象物については、令第1条の2第4項の総務省令で定める収容人員の算定方法は、同表各項の用途と同一の用途に供されている当該防火対象物の部分をそれぞれ一の防火対象物とみなして前項の規定を適用した場合における収容人員を合算して算定する方法とする。